

平成29年第1回(2月)臨時会

# 西伊豆町議会会議録

平成29年2月17日 開会

平成29年2月17日 閉会

西伊豆町議会

## 平成29年第1回(2月)西伊豆町臨時会会議録目次

招集告示.....	1
応招・不応招議員.....	2
第 1 号 (2月17日)	
議事日程.....	3
本日の会議に付した事件.....	3
出席議員.....	3
欠席議員.....	3
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	3
職務のため出席した者.....	4
開会宣告.....	5
開議宣告.....	5
議事日程説明.....	5
発言の訂正.....	5
会議録署名議員の指名.....	6
会期の決定.....	6
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	6
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	12
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	17
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	21
閉会宣告.....	23
署名議員.....	24

西伊豆町告示第5号

平成29年第1回西伊豆町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成29年2月10日

西伊豆町長 藤 井 武 彦

1 期 日 平成29年2月17日

2 場 所 西伊豆町役場 議場

3 付議事件

(1) 平成28年度西伊豆町安良里診療所新築工事請負契約の変更について

(2) 平成28年度防災・安全交付金事業(町)田子安良里線改修工事請負契約の変更について

(3) 平成28年度西伊豆町消防団第2分団詰所新築工事請負契約の変更について

(4) 西伊豆町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例案について

## 応 招 ・ 不 応 招 議 員

### 応招議員（11名）

1番	山本智之君	2番	芹澤孝君
3番	高橋敬治君	4番	加藤勇君
5番	山田昭男君	6番	山田厚司君
7番	西島繁樹君	8番	星野淨晋君
9番	堤和夫君	10番	山本榮君
11番	増山勇君		

### 不応招議員（なし）

平成29年第1回(2月)臨時町議会

(第1日 2月17日)

## 平成29年第1回(2月)西伊豆町議会臨時会

### 議事日程(第1号)

平成29年2月17日(金)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第1号 平成28年度 西伊豆町安良里診療所新築工事請負契約の変更について
- 日程第 4 議案第2号 平成28年度 防災・安全交付金事業(町)田子安良里線改修工事請負契約の変更について
- 日程第 5 議案第3号 平成28年度 西伊豆町消防団第2分団詰所新築工事請負契約の変更について
- 日程第 6 議案第4号 西伊豆町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例案について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### 出席議員(11名)

1番 山本智之君	2番 芹澤孝君
3番 高橋敬治君	4番 加藤勇君
5番 山田昭男君	6番 山田厚司君
7番 西島繁樹君	8番 星野淨晋君
9番 堤和夫君	10番 山本榮君
11番 増山勇君	

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	藤井武彦君	副町長	八谷達男君
教育長	宮崎文秀君	総務課長	高木久尚君
企画防災課長	山本法正君	窓口税務課長	高木君人君
健康増進課長	白石洋巳君	環境福祉課長	鈴木昇生君
産業建設課長	佐久間明成君	観光商工課長	松本正人君
会計課長	藤井すわ子君	企業課長	村松圭吾君
教育委員会 事務局長	高木光一君		

職務のため出席した者

議会事務局長	藤井貞代	書記	山本文彦
--------	------	----	------

開会 午前 9時30分

#### 開会宣告

議長（堤 和夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は11名です。

定足数に達しておりますので、これより平成29年第1回西伊豆町議会臨時会を開会します。

---

#### 開議宣告

議長（堤 和夫君）

ただちに、本日の会議を開きます。

---

#### 議事日程説明

議長（堤 和夫君） 本日の議事日程及び本臨時会に地方自治法第121条の規定によって出席を求めました者の名簿は、お手元に配布のとおりであります。

---

#### 発言の訂正

議長（堤 和夫君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局（高木光一君） 12月定例議会の高橋議員の一般質問の中で、町長が賀茂中学校長に確認し回答すると答弁した件につきまして、私のほうから御報告をさせていただきます。賀茂中学校長が、津波発生時には賀茂中校舎の3階は生徒のために確保しておきたいとの主旨の発言を高橋議員にしたと言う事で、同校長に真意を確認いたしました。校長からの聞き取りでは、生徒の避難場所としては3階への避難を優先したいとお答えはしましたが、地域住民の方が、学校に避難してくることは当然であり、学校としてなんの支障もないということを受け入れができないというような内容のことは言ったつもりはなかったということとございました。

以上、ご報告とさせていただきます。

---

#### 会議録署名議員の指名

議長（堤 和夫君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

10番 山 本 榮 君

11番 増 山 勇 君 を指名します。

---

#### 会期の決定

議長（堤 和夫君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日限りとしたいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。

---

#### 議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堤 和夫君） 日程第 3、議案第 1 号 平成28年度西伊豆町安良里診療所新築工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（藤井武彦君） おはようございます。

議案第 1 号 平成28年度 西伊豆町安良里診療所新築工事請負契約の変更について。

平成28年 8 月 3 日第 2 回西伊豆町議会臨時会において議決された平成28年度 西伊豆町安良里診療所新築工事について、下記のとおり請負契約を変更したいので地方自治法第96条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求める。

#### 記

1 契約の目的 平成 28 年度 西伊豆町安良里診療所新築工事

2 契約の相手方 賀茂郡南伊豆町湊 320 番地の 4

長田・青木・森本特定建設工事共同企業体

代表者 長田建設工業株式会社

代表取締役 長田 芳郎

3 契約金額	原 契 約 額	金	1 億 1,826 万円
	変 更 契 約 額	金	133 万 3,800 円増
	合 計	金	1 億 1,959 万 3,800 円

平成 29 年 2 月 17 日 提出。

西伊豆町長 藤井武彦。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） 1号議案をめぐっていただいて、次のページからお願いします。

平成 28 年度 診療所新築工事の変更契約の説明でございます。

1 工事の概要、木造平屋建て、延べ面積 273.27 平方メートル。

2 今回の主な変更内容。

(1)浄化槽床掘時の土留工の追加。(A=15.8 平方メートル、L=4.4 メートル、H=3.6 メートル)です。

(2)地盤改良工のセメント添加量の変更です。(当初 100 キログラム/立方メートル)

[発言する人あり]

産業建設課長（佐久間明成君） はい。

当初、100 キログラム/立方メートル 33.0 トン、変更 150 キログラム/立方メートル 49.5 トン

(3)レントゲン・CT室の放射線遮蔽板の鉛厚(当初 1.5 ミリ、変更 2.0 ミリ)

同じくレントゲン室の床配線ピット形状の変更(当初 L=8.6 メートル、変更 L=10.7 メートル)

(4)給水・給湯施設における管種の変更

3 工事費内訳書

契約額、変更額比較と記載しております。

設計金額 1 億 2,227 万 7,600 円。1 億 2,365 万 7,840 円、138 万 240 円。

工事の内容として、建築工事 4,670 万 4,236 円、4,792 万 9,270 円、122 万 5,034 円

電気設備工事 1,954万3,320円、19,703,700円、16万380円。

機械設備工事 2,128万4,163円、2,093万6,638円、34万7,525円の減となっております。

造成・土木外構工事 315万804円、318万804円、3万円の増となっております。

以下、直接工事費、諸経費、工事価格消費税相当額合計となります。

合計で1億2,227万7,600円、1億2,365万7,840円、138万240円の増

これに請負比率、96.714パーセントをかけて、落札額が1億950万円、1億1,073万5,000円、123万5,000円増

消費税相当額、876万円、885万8,800円、9万8,800円の増。

契約額1億1,826円、1億1,959万3,800円、133万3,800円

次のページをお願いします。

こちらは、請負契約の変更の案をつけてあります。

また次の1枚をめくっていただきます。診療所建屋の平面図となります。変更箇所については、赤字で記載をさせていただいております。先ほどの金額の中で、1番大きなものは、レントゲン室の鉛版の厚みの変更となっております。次のページをお願いいたします。こちらは、建屋の基礎工事の図面となっております。当初セメント添加量として、基礎部分に100キログラム/立方メートルを添加して攪拌し、強度を求めることでやっておりましたが、実際の土を採取し、試験場において添加量の試験を行ったところ、設計強度を持つために、150キログラム/立方メートルのセメントコンクリートが必要と判断されました。

以上説明といたします。

議長（堤 和夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） 3点かな、4点ぐらいですか、まず、セメントの添加量が必要になったということですが、これは昨年6月定例会の第35議案で、田子診療所と比較して、少なくともその時点で、地盤改良として270万円。田子診療所に比べても増額ですよという説明がなされているわけですね。それに対してまた、再度、ここでね、出てくるっていうことについて、もう1度細かい説明をお願いします。

それと2点目。レントゲン室とCT室についてですけども、この板厚の変更についてですけ

れども、これあのエックス線防護工事専門業者との打ち合わせを誰がしたのか。つまり設計時点で、当然2ミリが例えば必要であったのではないかと、いう少し疑念がありますので、そのへんは誰が、打ち合わせて、どういう理由で、変更になったのか。これを聞きたいです。

それから、ちなみに田子診療所の放射線の保護版ですね。これの鉛厚を教えてください。

それから、最後。床配線ピットの追加変更ですね。これも、例えば機種が変わったとか、配置が変わったとか、配電盤の位置が変わったとか、そういう理由がなければ、今更これを変更するってことは有り得ないと思うのですけれども、そのへんの説明をお願いします。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） まず、セメント添加量の増についてということでご質問いただきました。セメント添加量につきましては、2分団詰所と診療所合わせてということですが、当初ボーリングを詰所のほぼ建物の中央部、1本のボーリング調査で地質調査を行いました。その結果を受けて診療所の表面もそのデータで、計算すると100キログラムのセメント添加で大丈夫だろうという結果が出ておりました。実際に今度発注後、受注者に頼んで、実際の調査をしていただいたところ、設計強度を得るためには50キログラムのセメントの追加が必要だという結果が出ました。CT・レントゲン室の鉛厚の変更についてですが、これは当初、設計委託業者が一般的な数量として、放射線シーベルトの中から導き出して、1.5ミリという事でしたが、実際のCT・レントゲンの使用頻度。それから、機種の設定にあたって再計算を医療機器メーカーの方へご依頼いたしました。その結果、3箇月の加重で、1,300シーベルトをクリアしなければならないという規定がありますが、1,338ということで、少しオーバーしてしまったという結果が出ました。鉛板について標準で、0.5ミリきざみの鉛板がありまして、2ミリで計算すると、1,300シーベルト以内に押さえることができるということで変更をさせていただきました。田子診療所については、レントゲン機器のみですので、1.5ミリの鉛板で遮蔽して結果としてはOKという結果になっております。ピットにつきましては、CTの先ほどの建屋の平面図がございます。CTの設置位置まで、ピットを増設する。また、レントゲン機械の2台の配置について、取り合いを横へ延ばすということで、図面上ですと、配線ピット形状変更とあります。左右に、CT側は上のほうの赤いところ。レントゲン用には下のほうの赤いところ。それぞれにピットを増設するような形をとっております。

以上でございます。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） まず、セメントの添加量の件ですけどね、これ建屋の中央付近1箇所

のみってのですけれど、これいわゆるもう事前の調査がやっぱり甘いのではないかと、これだけの工事。大がかりな工事やるのにね。そういうように思いますけれども、この調査はどこがやったんですか。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） 池田設計事務所の方です。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） まあ、いいです。それは。次に、さっきのエックス線の方ですけれども、これも、もう事前に、ある程度使う機器がわかっている。配置も、ある程度わかっている。それなのに、ピットをやはり当初の設計に入れてない。それから、例えば、エックス線の厚みにしても、どういう頻度で使うか、一般的なものを採用しているということは、その医療機関との打ち合わせ、設計者とね。これが、出来ていないのではないかと思うのですけれども、設計者と医療機関の打ち合わせってというのはどの時点でされたのでしょうか。

議長（堤 和夫君） 健康増進課長。

健康増進課長（白石洋巳君） 設計者と医療機関の打ち合わせは、この本設計に入る前に打ち合わせをしております。

議長（堤 和夫君） 今3回質問したので、他聞いてからまた、指名します。他にございませんか。

1番、山本智之君

1番（山本智之君） 説明資料のナンバー1のところ、天井の仕上げの変更で、EP塗りがビニールクロスに変えたというところが左下に載っているのですが、これは、全天井ということで、よろしいのですか。それでこの理由というのは当初設計から、ビニールクロスにしとけば問題はなかったと思うのですが、そのへんはいかがでしょうか。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） EP塗装からビニールクロスの変更ということで、EP塗装計画したところについて、実際、医療機関と建屋の中での打ち合わせの中で、ビニールクロスの方が取り扱いやすいというようなお話を受けまして、変更させていただきました。

議長（堤 和夫君） 山本智之君。

1番（山本智之君） 高橋議員の質問の内容にも少し入ってくると思うのですけれども、まあ、工事をやってく上で、変更というのはこれ致し方ないと思うのですが、やはり、当初からの設計の段階で、設計費もしっかり委託料として払われているわけですし、それで今回の

ものに関しましては、CT室を作るということで、途中で補正も組まれているわけですね。この時間的なものもあるかもしれないのですが、建物の規模にしては、かなり額ではなくて、変更箇所が多いのではないかって気がするのですね。だからやはり、その医療機関と町の方ではなかなかそこまでチェックできるかどうかは微妙なところなのですが、しっかりしたやはり設計委託料を払っているのですから、そのへんに関しましては、再考していただいて発注する側からですね、チェックをしっかりしていただかないと、田子診療所とも比べても、CT室が増えたからと言うだけではなくて、物の配置換えについては問題ないと思うのですが、その増額、減額に関するその項目が少し多いように気がするものですからそのへんを、見識で今後の発注に対してですね、考慮していただきたいと思うのですがいかがですか。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） 今後十分協議をしながら、利用者、設計者、施工者という中で協議をしていきたいと思っております。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

4番。加藤勇君。

4番（加藤 勇君） 1点お聞きします。説明資料の（1）の浄化槽の関係ですけれども、土留工が必要になった理由をお聞きします。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） こちら、ちょうど図面の1番下になるところで、見にくいのですが、浄化槽の設置位置があります。その下側に、土留矢板を入れております。こちらは、もともと石積溝がありまして、ねりずみということで、表面から見るとモルタル使っておりましてねりずみということで、確認しておりましたが、実際、裏側を掘って見ますと、裏にコンクリートが入っていないということでしたので、掘削後の状況を確認して石積みを落とすよりは、土留矢板で確保したほうが良いというように判断したということです。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

高橋さん、いいですか。

他にございませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

3番、高橋敬治君。

3番（高橋敬治君）先ほどから、本件についての、変更理由をいろいろと聞きましたけれども、これは、基本設計の段階でやはり、使う側との打ち合わせが不十分ということで、これは、この金額は、少なくとも、そういうものによって発生した追加工事、これは設計者が、私は支払うべきと考え本案に反対いたします。

議長（堤 和夫君）次に本案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

議長（堤 和夫君）次に原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

議長（堤 和夫君）次に原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

議長（堤 和夫君）討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第1号 平成28年度 西伊豆町安良里診療所新築工事請負契約の変更についてを原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（堤 和夫君）挙手多数です。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堤 和夫君）日程第4、議案第2号 平成28年度防災安全交付金事業（町）田子安良里線改修工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 藤井武彦君登壇〕

町長（藤井武彦君）議案第2号 平成28年度 防災安全交付金事業（町）田子安良里線改修工事請負契約の変更について。

平成28年9月7日第3回西伊豆町議会定例会において議決された平成28年度防災安全交付金事業（町）田子安良里線改修工事について、下記のとおり請負契約の変更をしたいので、

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

## 記

- 1 契約の目的 平成28年度防災安全交付金事業(町)田子安良里線改修工事
- 2 契約の相手方 賀茂郡松崎町那賀22番地の1  
花菱建設株式会社伊豆支店  
支店長 山地 清志
- 3 契約金額 原契約金額 金 6,080万4,000円  
変更契約額 金 231万4,440円増  
合 計 金 6,311万8,440円

平成29年2月17日提出。

西伊豆町長 藤井武彦。

詳細につきましては、担当課長が説明を申し上げます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長(堤 和夫君) 産業建設課長。

産業建設課長(佐久間明成君) それでは、第2号議案の説明をさせていただきます。

議案を1枚めくっていただいて、建設工事の変更請書の契約書の案を添付してございます。

また、1枚おめくりください。

### 1 工事概要

1 工区 施工延長 L=107.0メートル、アスファルト舗装工 A=547平方メートル

2 工区 施工延長 L=56.5メートル、アスファルト舗装工 A=288平方メートル、路上路盤再生工 A=254平方メートル

3 工区 施工延長 L=648.0メートル、アスファルト舗装工 A=4,045平方メートル

### 2 今回の主な変更内容、当初、変更と読み上げます。

1 工区 発生土量及び土砂運搬量の変更、運搬距離の変更です。

当初 L=15.5 キロメートル以下 V=97 立方メートル L=1.0 キロ以下 V=60 立方メートル(37立方メートル減)

アスファルト殻の数量変更 t=5センチ v=55立方メートル t=15.5センチ v=85立方メートル(30立方メートルの増)でございます。

2 工区 アスファルト殻の数量変更

t=5 センチ v=14 立方メートル t=19 センチ v=55 立方メートル(41 立方メートルの増)でございます。

路上路盤再生工の構造及び数量変更

t=17 センチ A=288 平方メートル 補足材なし t=15 センチ

A=254 平方メートル(34 平方メートルの減) 補足材 t=15 センチ

### 3 工区 発生土量及び土砂運搬距離の変更

L=15.5 キロ以下 V=1,290 立方メートル L=15.5 キロ以下 V=910 立方メートル(380 立方メートルの減) L=3 キロ以下 V=360 立方メートル

アスファルト舗装工の数量変更 A=3,995 平方メートル A=4,045 平方メートル(50 平方メートルの増)

アスカーブ設置工の数量変更 L=60 メートル L=122 メートル(62 メートルの増)

交通誘導員の数量変更 80 人日 110 人日(30 人日の増)

次のページお願いいたします。

### 3 工事費内訳です。

契約額変更額比較となっております。

設計金額 6,402 万 2,400 円、6,645 万 9,960 円、243 万 7,560 円

1 工区 384 万 9,381 円、390 万 1,195 円、5 万 1,814 円、内訳としては、道路土工、構造物取り壊し工、舗装工、区画線工、安全費となっております。

2 工区 136 万 4,531 円、255 万 1,321 円、118 万 6,790 円、工事内訳として、構造物取り壊し工、舗装工、区画線工、安全費となっております。

3 工区 3,073 万 4,838 円、3,112 万 104 円、38 万 5,266 円の増。工事内容として、道路土工、構造物取り壊し工、舗装工、区画線工、防護柵工、排水管工、安全費となっております。

落札額です。請負比率は、94.973 パーセントです。

5,630 万円、5,844 万 3,000 円、214 万 3,000 円

消費税相当額 450 万 4,000 円、467 万 5,440 円、17 万 1,440 円

契約額 6,080 万 4,000 円、6,311 万 8,440 円、231 万 4,440 円

次のページをお願いいたします。

各工区、平面で、大きな変更点だけを記載させていただいております。

2工区の路上路盤再生工が、変更後で254平方メートルと減少しております。

下の標準断面図、2工区の下のところです。路上路盤再生工。セメントとアスファルト乳剤安定処理で、こちらは15センチの処理ということです。

こちらの方で、数量、平面数量が減っておりますが、その理由として、アスファルト舗装工をめくったところ、トンネルの両側にL型側溝が確認されました。L型側溝埋めて、表層工をかけたという形状が確認できましたので、L型側溝を復旧することにより、施行面積は減っております。ただし、トンネルの中、路盤の中に水が差っていて、これが、悪影響を与えたものということで、路盤そのものを全て入れ替えて安定処理というかたちをとらせて頂いております。

3工区でございます。大きな変更点としましては、アスファルト舗装工の面積が、4,045平方メートルとなっておりますが、それぞれ取合工等を現場で調整した関係で、舗装面積は増えてございます。

それから、アスカーブの設置工です。実際に舗装圧が、大変厚くて、当初、横断勾配のみの処理でいけるかという計画をしておりましたが、実際アスファルトをめくってみると、谷川へ水が落ちやすい形状になることが確認されました。そのため、谷川へ水を落とすと支障が発生すると思われるところには、アスカーブを設置し谷川への水の雨水等の落ちるのを防止するような形をとらせていただきました。

以上、説明とさせていただきます。

議長（堤 和夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、加藤勇君。

4番（加藤 勇君）1工区と2工区の関係でこれは、アスファルト殻の数量変更が発生しているわけですが、特に1工区のアスファルト殻が、厚さが5センチから15.5センチということになっておりますけれども、この結果といたしまして原因についてお聞きします、再度。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） 本路線の改修計画にあたりまして、CBR試験等を3点行っておりますが、その中で、標準的なアスファルト厚みということで5センチを確認しておりますが、先ほども言ったように部分的なところで、急に厚くなるというところがありまして、トンネル出口のそこには、何回も、実はアスファルトを表層で調整をしたのだとい

う痕跡がありまして、アスファルトの厚くなったために、取壊殻の増になったという経緯がございます。

以上です。

議長（堤 和夫君） 加藤勇君。

4番（加藤 勇君） そうしますとその厚くなった部分はですね、長い間にといいましょうか、その厚さが必要だったということでしたら、思われるんですけども、今回その CBR 試験によって、そこはやってないわけですけども、厚さが、表層工 5 センチでしたか、統一になっておりますけれども、そういうことでは、その現場がこれから持つというような考え方でしょうか。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） 下層路盤、上層路盤、それぞれ、施行させていただいておりますので、今の交通量、大型車の通行量等の計算からいきますと、標準的な 5 センチで大丈夫という結果が出ております。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

4番、加藤勇君。

4番（加藤 勇君） 申しわけない。もう 1 点お願いいたします。第 3 工区ですね、1 番下に、交通誘導員の数量変更の 80 人日が 110 人日になったこの 30 人も増えている理由といたしまして、そのへんをお聞きします。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） 主な理由は、雨天等の現場の進入が出来ないということで、工事にかかってアスファルトをめくった後、工事が出来なくても、交通誘導員は必要という判断で設置させていただいております。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

加藤勇君。

4番（加藤 勇君） 私の認識が間違っていたら申し訳なかったですが、第 3 工区については、終日交通止っていいのでしょうか、工事期間。というように看板が出ていたように承知しているのですが、誘導員置いたということは通行した時期があったということでしょうか。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） 通行止の看板を出ささせていただきましたが、うちの方としては、どうぞということではなくて通行止を出させていただいておりましたが、実際には、

現地民間の方が、車が入ってくるということでそれを止めるための誘導員として置かしていただいております。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（堤 和夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第2号 平成28年度 防災安全交付金事業(町)田子安良里線改修工事請負契約の変更についてを、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（堤 和夫君） 挙手全員です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堤 和夫君） 日程第5、議案第3号 平成28年度 西伊豆町消防団第2分団詰所新築工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 藤井武彦君登壇〕

町長（藤井武彦君） 議案第3号 平成28年度 西伊豆町消防団第2分団詰所新築工事請負契約の変更について。

平成 28 年 8 月 3 日 第 2 回度西伊豆町議会臨時会において議決された平成 28 年度 西伊豆町消防団第 2 分団詰所新築工事について下記のとおり請負契約を変更したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 平成 28 度 西伊豆町消防団第 2 分団詰所新築工事
- 2 契約の相手方 下田市中 411 番地の 1  
河津、青木、丸協特定建設工事共同企業体  
代表者 河津建設株式会社  
代表取締役 河津 市元
- 3 契約金額  
原契約額 金 1 億 5,768 万円  
変更契約額 金 168 万 5,880 円増  
合計 金 1 億 5,936 万 5,880 円

平成 29 年 2 月 17 日 提出

西伊豆町長 藤井 武彦

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） 3 号議案の説明申し上げます。議案を 1 枚めくっていただきまして、3 号説明調書になります。

- 1 工事概要 鉄骨造 2 階建 延べ面積 451.02 平方メートル  
1 階床面積 225.51 平方メートル  
2 階床面積 225.51 平方メートル
- 2 今回の主な変更内容  
( 1 ) 中田水源改良工事及び送水管布設費の追加  
( 送水管接続一式、布設費 50 ミリを L=25 メートル )  
( 2 ) 浄化槽床掘時の土留構の追加 ( A=37.1 平方メートル )  
( 3 ) 側溝工の施行延長及び規格の変更  
( PU1 型 当初 L=79.2 メートル 変更 L=14.3 メートル )  
( PU3 型 当初 L=18.4 メートル 変更 皆減 )  
( U240 型 L=36.2 メートル 皆増 )

### 3 工事費内訳書

単位は、円となっております。

契約額、変更後、比較の順でお願いします。

設計金額 1億6,139万3,040円、1億6,311万9,960円、172万6,920円

建築工事 5,483万4,179円、5,503万3,115円、19万8,936円

電気設備工事 3,335万7,730円、3,330万6,230円、5万1,500円の減

機械設備工事 1,267万4,660円、1,401万4,415円、133万9,755円の増

造成・土木外構工事 1,064万9,993円、1,002万9,273円、37万9,280円

合計欄です。1億6,139万3,040円、1億6,311万9,960円、172万6,920円、請負比

率 97.699パーセントをかけると、落札額は、1億4,600万円、1億4,756万1,000円

156万1,000円、消費税相当額 1,168万円、1,180万4,880円、12万4,880円

契約額 1億5,768万円、1億5,936万5,880円、168万5,880円

次のページをお願いします。

変更契約書の案を付けてございます。また1ページおめくりください。敷地平面図でございませう。今回大きな変更としましては、中田水源からの送水管の引き込み工事が入っております。1としては、図面の1番右側、中段位置のところ、表記させていただいております。また、図面の中盤の1番上のところへ赤く囲ってございませう。ここは、ホースの干す位置になっております。こちらのほうも、当初改良工事では、柱状の地盤改良ということで計画してございましたが、現地採取の地盤で、試験をやっていただいたところ、セメントの安定処理で強度が確保できるということが解りました。こちらのほうを変更させていただいております。後は、浄化槽の位置がその赤い四角のすぐ下側にございませう。

こちらの方も、土留溝を追加させていただいております。こちらは、掘削をしたところ、自立させるには、困難と判断して土留矢板溝で、囲うような形を取らせていただきました。後は、図面の上方、中盤から右のほうへ向かって破線で、U字工の表記をしておりますが、こちらは、敷地内の勾配で雨水排水が可能と判断しましたので、U字工の設置を取りやめさせていただいております。まずこの敷地の勾配については、接続する道路、これが、図面の下方で、センターよりも右側に赤く描いてありまして、現場打ち側溝工L=7メートルの追加というふうな形で、道路側への進入の勾配を、急勾配よりも敷地全体でゆるく勾配をもっていくことによって、雨水排水も可能だろうというように判断して、さきほどの上方のU字工を取りやめたと、表面水処理という形をとりました。それから、建物のすぐ下

側に、赤い線で表示しております。こちらがU200のタイプで、グレッチングをかけて、側溝を施行させていただいております。

以上説明とさせていただきます。

議長（堤 和夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） 主な変更理由の1番で、中田水源改修工事ってありますけども中田水源をどのように改修したのか。つまり、本件と水源の改修とどういう因果関係があって、本件に組み込んだのか、そのへんお願いします。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） 中田水源というのが、本計画地から上流側に向かって約25メートル先にございます。

こちらのほう、緊急時、例えば地震時、とまったよとかいう時には、中田水源を、発発で、立ち上げることが可能でございます。そののところへ、直接今回は、立上げで、当初考えました。中田水源があるところで立上げを考えましたけれども、避難所を設置されているので、最低でも避難所の敷地内までは管を引こうじゃないかという事で管の増設をさせていただきました。水源改良としては、水中ポンプから送水管へ送っているのですが、その送水管のところで、接続金具によって立上げというのを当初考えましたけれども、その分岐をそのまま敷地のほうまで延長させていただいて、避難所運営に活用できればというようにさせていただいたという経緯がございます。以上です。

議長（堤 和夫君） 高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） 例えばこれあの民間の建物だとすれば、この水源の改修そのものが、この案件に入ってくるってこと自体は、少しおかしいのではないかなと思うのですが、そのへんの見解はいかがですか。

議長（堤 和夫君） 産業建設課長。

産業建設課長（佐久間明成君） 避難所の運営上、水が確保できることが再優先ということなので、計画させていただいております。以上です。

議長（堤 和夫君） 他にございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（堤 和夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第 3 号 平成 28 年度 西伊豆町消防団第 2 分団詰所新築工事請負契約の変更についてを原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（堤 和夫君） 挙手全員です。

よって、議案第 3 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堤 和夫君） 日程第 6 議案第 4 号 西伊豆町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 藤井武彦君登壇〕

町長（藤井武彦君） 議案第 4 号 西伊豆町 特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例案について。

西伊豆町特別職報酬等審議会条例（平成 17 年西伊豆町条例第 38 号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成 29 年 2 月 17 日提出

西伊豆町長 藤井武彦

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（堤 和夫君） 総務課長。

総務課長（高木久尚君） それでは、議案第4号について説明させていただきます。今回の改正につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が、改正され、教育長は常勤の特別職となったことによります条例改正でございます。

西伊豆町条例集につきましては、第5編1万2,057ページでございます。

1枚めくっていただいて改正条文をご覧いただきたいと思います。

条例第2条中今までの町長及び副町長を教育長が加わったことによりまして、町長、副町長及び教育長に改めるものでございます。

なお、附則いたしまして、この条例は交付の日から施行するというところでさせていただきたいと思います。以上で説明とさせていただきます。

議長（堤 和夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、高橋敬治君。

3番（高橋敬治君） 私は平成20年6月に西伊豆町の特別職の報酬等審議委員、これに選任されまして、その当時の3役。町長、副町長、教育長の報酬について審議しました。しかし、その時点では、教育長は、おそらく入ってないってことですよね。そうすると、その時点で、報酬審議会に審議を委託したという事自体、間違いですか。

議長（堤 和夫君） 総務課長。

総務課長（高木久尚君） もう1度確認させていただきますと、高橋議員が委員のときの教育長の部分もその委員会に出たということの理解でいいのでしょうか。そうしますと、条例の中では、その当時も、教育長は一般職扱いっていいですか、になっておりましたので、本来、その条例をつきつめれば、その委員さんに審議するべきものではないと思うのですが、たまたま慣例の中で、今の3役、プラス教育長の部分については、一般職とは違う、個別の金額、月額があるものですから、慣例の中でこういうことではいかがでしょうかということが多分、ご意見を伺ったというような経緯ではないかと理解いたします。

議長（堤 和夫君） よろしいですか。

他にございませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堤 和夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第4号 西伊豆町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例案についてを、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（堤 和夫君） 挙手、全員です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

#### 閉会宣告

議長（堤 和夫君） 以上で本日の日程は全部終了し、本臨時会に付議された案件の審議はすべて終了しました。

これにて、平成29年第1回西伊豆町議会臨時会を閉会します。

みなさん、ご苦労さまでした。

閉会 午前10時09分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員